○文部科学省令第三十一号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項及び第四十九条、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条第二項及び第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に

掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期給付） 第四条　［略］ 2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。 ［項を削る。］ ［項を削る。］	（短期給付） 第四条　［同上］ 2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。第六項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。 3　前二項の規定により事業団に書類（請求書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合において、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。 4　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

3　前二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるときは、第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と、前項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付」とあるのは「当該給付」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。

4　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者の受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～六　［略］

2～6　［略］

（年間の高額療養費の申請等）

5　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるときは、第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と、第二項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付」とあるのは「当該給付」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。

6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者の受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～六　［同上］

2～6　［同上］

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　［略］

２　［略］

３　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　［略］

４・５　［略］

（退職等年金給付）

第十七条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の証明及び学校法人等の経由を要しないものとする。

（生存の確認等）

第十七条の二　事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

２～５　［略］

第五条の二　［同上］

２　［同上］

３　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　［同上］

４・５　［同上］

（退職等年金給付）

第十七条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の経由を要しないものとする。

（生存の確認等）

第十七条の二　事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

２～５　［同上］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2～5［略］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2～5　［同上］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二

年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一～五　［略］

2　［略］

（電磁的方法による手続）

第四十条の二　［略］

2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合において、当該申請等に係る書類に添付すべきこととされている書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、事業団は、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該申請等を行う者に対し当該書類の提出を求めることができる。

3　第一項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

（様式及び提出書類の特例）

第四十一条　［略］

2　［略］

3　この省令の規定によつて事業団に提出すべき報告書、申請書、申出書、請求書又は届書に添えるべき書類について、他の法令の規定にか

年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～五　［同上］

2　［同上］

（電磁的記録による手続）

第四十条の二　［同上］

［項を加える。］

2　前項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

（様式等の特例）

第四十一条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

かわらず、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類を提出することを要しない。ただし、事業団が当該書類の提出を要するものとして共済運営規則で定める場合は、この限りでない。

4　この省令の規定によつて事業団に提出すべき届書について、他の法令の規定にかかわらず、共済運営規則で定めるところにより、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該届書と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該届書の提出を省略することができる。

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［項を加える。］

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第十一号	十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行	十一　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条第一項第十一号	十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行	十一　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等

を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」

を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」

［略］	第三十条第二項第九
［略］	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当
［略］	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写し

という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨

十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

［同上］	第三十条第二項第九
［同上］	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当
［同上］	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写し

という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨

十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

十三　給付事由が生じた際に加入者である場合は、その事実を明らかにする学校法人等の証明

号		
該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
［略］	［略］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第四十四条第一項第九号	九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第九号　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等	［略］

号		
該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	その他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
［同上］	［同上］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第一項第九号	九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第九号　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等	［同上］

十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二

十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二

条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［略］	［略］
第四十四条第二項第十号	前項第九号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［略］	［略］	［略］

2　［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。

条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［同上］	［同上］
第四十四条第二項第十号	前項第九号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。

この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第十四号	十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する	十四　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等
［略］	［略］	［略］

この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第十四号	十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する	十四　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等
［同上］	［同上］	［同上］

旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	［略］	第六十条第三項第十四号
第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［略］	
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［略］	
預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類		

旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	［同上］	第六十条第三項第十四号
第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［同上］	
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［同上］	
預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）		

［略］	［略］	三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座と	
［同上］	［同上］	三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座と	

		することを希望する旨
［略］	［略］	［略］

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2～4　［略］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚

		することを希望する旨
［同上］	［同上］	［同上］

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該年金受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2～4　［同上］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚

生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一～五　［略］

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　［略］

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

附　則

生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～五　［同上］

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　［同上］

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

附　則

（老齢基礎年金等の裁定に係る請求） 8　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を事業団に提出しなければならない。 ［項を削る。］	（老齢基礎年金等の裁定に係る請求） 8　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。 9　前項に規定する加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族のうち、障害基礎年金、加入者の資格を喪失した日の翌日以後に給付事由の生じた老齢基礎年金又は加入者の資格を喪失した日以後に給付事由の生じた遺族基礎年金の支給を受けようとするものに係る前項の規定の適用については、同項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の提出等） 第四条　［略］ 第五条　［略］ ２　［略］ ３　施行規則第二条第二項、第三項及び第八項の規定は、適用証明書について準用する。	（適用証明書の提出等） 第四条　［同上］ 第五条　［同上］ ２　［同上］ ３　施行規則第二条第三項から第五項までの規定は、適用証明書について準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附　則

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
	ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
［略］	［略］	［略］
第二十条第一項	［略］	［略］
	ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居	ならない

改正前

附　則

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	［同上］	［同上］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと

			表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
第二十条第五項	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情
［略］	［略］	［略］	ならない

第二十条第五項	［同上］	［同上］	知事等	できるとき
［同上］	［同上］	［同上］	地方公共団体情報システム機構	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
［同上］	［同上］	［同上］	転居したこと又は住居表示が変更されたこと 知事等	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと 地方公共団体情報システム機構

			報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］	
第二十二条第一項（各号を除く。）	ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］	
［略］	［略］	［略］	
第二十二条第二項	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができる	［略］	

［同上］	［同上］	［同上］	
第二十二条第一項（各号を除く。）	知事等	［同上］	
［同上］	［同上］	［同上］	
第二十二条第二項	地方公共団体情報システム機構	［同上］	

	ときは、この限りでない	
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の提出書類に係る特例）

第十条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求を行う場合において、当該請求と同一の事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　［略］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

［同上］	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　［同上］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による職域加算額について準用する。

6　事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

［条を削る。］

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

［項を加える。］

（添付書類の特例）

第十条の二　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定により事業団に改正前私学共済法による職域加算額に係る書類（請求書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合において、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を同条第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

2　前項に規定する場合において、事業団が地方公共団体情報システム機構から改正前私学共済法による職域加算額に係る書類と同一の内容

を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることができるときは、改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を同条第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

3　事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付（以下「改正前私学共済法による年金である給付」という。）及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	ただし、		
第十七条の二第四項	［略］	［略］	［略］
	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、	［略］	［略］
第二十条第一項	［略］	［略］	［略］
	ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	

第十七条の二第四項	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第一項	［同上］	［同上］	［同上］
	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号
	できるとき		

［略］	［略］	［略］	［略］
	第二十条第三項		第二十条第五項
転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［略］	［略］
知事等	地方公共団体情報システム機構	［略］	［略］
提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［略］	ならない
			ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができる

利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき	［同上］	［同上］	［同上］
	第二十条第三項		第二十条第五項
［同上］	転居又は住居表示	［同上］	［同上］
［同上］	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［同上］	［同上］
	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［同上］	転居したこと又は住居表示が変更されたこと
			氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと

ときは、この限りでない	［略］		
［略］	［略］		
［略］	［略］	者	ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	相続人	第二十二条第一項（各号を除く。）
［略］	［略］		第二十二条第一項第一号
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができる	［略］		第二十二条第二項

［同上］	［同上］		
［同上］	［同上］	者	
［同上］	［同上］	相続人	第二十二条第一項（各号を除く。）
［同上］	［同上］		第二十二条第一項第一号

ときは、この限りでない	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第三十二条	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］	［略］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十六条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済

［同上］	［同上］	［同上］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済

年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一～六　［略］

2～4　［略］

（改正前私学共済法による年金である給付等の提出書類に係る特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付について準用する。

2　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3　事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公

年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一～六　［同上］

2～4　［同上］

（請求書等の特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十一条第二項及び附則第十条の二の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

2　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3　事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口

金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。	座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第二項の改正規定、第四十二条の表の改正規定（同表第三十条第一項第十一号の項中「第二十四条第一項第九号」を「第二十四条第一項第七号」に改める部分を除く。）、附則第八項の改正規定及び附則第九項を削る改正規定並びに第三条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第八条の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第十二条第一項の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。